

建 管 第 7 9 4 - 5 号  
平成 2 2 年 3 月 2 4 日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部長

「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」の改訂等について（通知）

「埼玉県土木工事委託業務実務要覧（平成 1 5 年）」を、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧（平成 2 2 年 4 月）」のとおり改訂し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

また、別紙 2 正誤表のとおり、「埼玉県土木工事实務要覧」及び「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」の修正をお願いします。

記

- 1 改訂概要 別紙 1 のとおり
- 2 正 誤 表 別紙 2 のとおり
- 3 入手方法

平成 2 2 年 4 月 1 日以降県政情報センターで有償頒布します。

頒価：3, 7 0 0 円（税込）

購入方法 <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/hannbaihouhou.html>

- 4 そ の 他

「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」の内容及び正誤表は、埼玉県建設管理課ホームページに平成 2 2 年 4 月 1 日以降掲載しますので業務の参考にしてください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/doboku-itaku-jitumuyouran.html>

担 当：埼玉県 県土整備部 建設管理課  
技術管理担当 天野・近藤

T E L：0 4 8 - 8 3 0 - 5 2 0 1

F A X：0 4 8 - 8 3 0 - 4 8 6 8

e-mail：a5190-02@pref.saitama.lg.jp

## 「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」改訂概要

		H15版ページ数	H22版ページ数
	表紙	2	2
	目次	2	2
<b>第 1</b>	<b>契約編</b>	2	2
	目次		2
	埼玉県標準委託契約書	2	2
	埼玉県標準委託契約約款	5	6
	埼玉県標準委託契約書及び埼玉県標準委託契約約款の運用について	1	2
	埼玉県土木設計業務等標準委託契約書	1	1
	埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款	20	20
	埼玉県土木設計業務等標準委託契約書・埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款運用指針	6	7
	発注業務別による約款の適用	1	2
<b>第 2</b>	<b>仕様書編</b>	2	2
	目次		2
	埼玉県測量作業共通仕様書	8	18
	埼玉県地質・土質調査共通仕様書	18	42
	埼玉県土木設計業務共通仕様書	342	400
	表紙・目次	(14)	(14)
	第 1 編 共通編	(26)	(29)
	第 2 編 河川編	(45)	(91)
	第 3 編 砂防及び地すべり対策編	(72)	(73)
	第 4 編 ダム編	(29)	(1)
	第 5 編 道路編	(156)	(192)
	用地測量共通仕様書（名称変更：特記仕様書→共通仕様書）		24
	土地立入り関係法令一覧		2
	土地立入り関係法令抜すい		6
	彩の国公共事業コスト構造改善プラン		10
	ボーリング柱状図の電子データによる提出要領		4
	設計図作成要領		10
	報告書作成要領		2
<b>第 3</b>	<b>特記仕様書編(削除)</b>	2	0
	路面清掃・ガードレール清掃の業務委託に関する特記仕様書（掲載削除）	1	
	植樹帯（緑地帯）の管理委託特記仕様書（掲載削除）	1	
	道路除雪業務委託特記仕様書（掲載削除）	2	
	用地測量特記仕様書（第 2 編へ）	36	
	土地立入り関係法令一覧（第 2 編へ）	2	
	土地立入り関係法令抜すい（第 2 編へ）	6	
<b>第 3</b>	<b>監督編</b>	2	2
	目次		2
	埼玉県土木工事委託業務監督要綱	4	4
	設計図作成要領（第 2 編へ）	9	
	報告書作成要領（第 2 編へ）	2	
	業務打合せ記録簿作成要領	6	4
<b>第 4</b>	<b>検査編</b>	2	2
	目次		2
	埼玉県土木工事委託業務検査要綱	2	2
	埼玉県土木工事委託業務成績評定要領	4	42
<b>第 5</b>	<b>様式編</b>	2	2
	目次		2
	様式	12	38
	奥付	2	2
		509	674

# 「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」改訂概要

## 各編共通

各編に目次を作成。

## 第1 契約編

入札企画課で適用している最新の契約書、約款を掲載（平成22年4月1日改訂版を正誤表にて対応。）。

## 第2 共通仕様書編

### 1 埼玉県測量作業共通仕様書

- (1) 国土交通省関東地方整備局で適用している最新の共通仕様書を参考に改定。
- (2) 第1条適用第4項の記載を追加し、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」に掲載された内容は委託業務に適用するよう改定。
- (3) 「電子納品における特記仕様書」の内容を共通仕様書に掲載（実務要覧改訂版適用後は、その特記仕様書の設計図書への添付を不要とする。）。

### 2 埼玉県地質・土質調査共通仕様書

- (1) 国土交通省関東地方整備局で適用している最新の共通仕様書を参考に改定。
- (2) 第1条適用第4項の記載を追加し、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」に掲載された内容は委託業務に適用するよう改定。
- (3) 「電子納品における特記仕様書」の内容を共通仕様書に掲載（実務要覧改訂版適用後は、その特記仕様書の設計図書への添付を不要とする。）。

### 3 埼玉県土木設計業務共通仕様書

- (1) 国土交通省関東地方整備局で適用している最新の共通仕様書を参考に改定。
- (2) 第1条適用第4項の記載を追加し、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」に掲載された内容は委託業務に適用するよう改定。
- (3) 「電子納品における特記仕様書」及び「詳細設計照査要領における特記仕様書」の内容を共通仕様書に掲載（実務要覧改訂版適用後は、その特記仕様書の設計図書への添付を不要とする。）。
- (4) 「ダム編」の製本での掲載をとりやめ、建設管理課ホームページにおいてのみ掲載する。

- 4 用地測量共通仕様書（用地課所管の用地測量特記仕様書）
  - （1）名称を用地測量共通仕様書とし、第2編共通仕様書編へ移行。
  - （2）用地課で適用している最新の内容を掲載。
- 5 土地立入り関係法令一覧
  - （1）第2編共通仕様書編へ移行。
  - （2）国土交通省関東地方整備局で適用している最新の内容を参考に改定。
- 6 土地立入り関係法令抜すい
  - （1）第2編共通仕様書編へ移行。
  - （2）国土交通省関東地方整備局で適用している最新の内容を参考に改定。
- 7 彩の国公共事業コスト構造改善プラン
  - （1）総合技術センター所管の彩の国公共事業コスト構造改善プランの掲載。
- 8 ボーリング柱状図の電子データによる提出要領
  - （1）ボーリング柱状図の電子データによる提出要領の掲載。
- 9 設計図作成要領
  - （1）第2編共通仕様書編へ移行の上、一部内容改定。
  - （2）「図面の表題」（P. 557）を修正。
- 10 報告書作成要領
  - （1）第2編共通仕様書編へ移行の上、一部内容改定。

### 第3 特記仕様書編

- 1 路面清掃・ガードレール清掃の業務委託に関する特記仕様書、植樹帯（緑地帯）の管理委託特記仕様書、道路除雪業務委託特記仕様書
  - （1）3つの特記仕様書の掲載削除。
- 2 その他の要領等
  - （1）掲載を削除した上記3つの特記仕様書以外は、第2編に移行し、特記仕様書編を削除。

### 第3 監督編

- 1 埼玉県土木工事委託業務監督要綱の掲載。
- 2 業務打合せ記録簿作成要領
  - （1）国土交通省関東地方整備局で適用している最新の要領を参考に改定。

## 第4 検査編

### 1 埼玉県土木工事委託業務検査要綱

(1) 最新の要綱（平成15年4月1日改正）の掲載。

### 2 埼玉県土木工事委託業務成績評定要領

(1) 最新の要領（平成21年4月1日改定）の掲載。

## 第5 様式編

1 各編に掲載の様式を様式編に一括して掲載。

2 様式「業務工程表」を制定し、様式追加（埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に基づく様式）。

3 様式「身分証明書交付願」を制定し、様式追加（埼玉県測量作業共通仕様書に基づく様式）。

4 様式「経歴書」を修正し、技術者の「住所」を削除、「現在従事している業務」を追加。

5 様式「委託業務検査命令書」、「委託業務検査報告書」の決裁欄を枠内から削除（個別に枠外に決裁欄を設定）。

（特記仕様書一覧）

No.	特記仕様書名	通知	平成22年4月1日以降の取扱い
1	詳細設計照査要領における特記仕様書	H8.12.18 建管第966号	設計図書に <u>添付不要</u> （埼玉県土木設計業務共通仕様書第1編第1章第1107条に記載。）。
2	用地測量における特記仕様書	—	設計図書に <u>添付不要</u> （第2共通仕様書編に「用地測量共通仕様書」として記載。）。
3	電子納品における特記仕様書	埼玉県電子納品運用ガイドライン	設計図書に <u>添付不要</u> （埼玉県測量作業共通仕様書第17条、埼玉県地質・土質調査共通仕様書第117条及び埼玉県土木設計業務共通仕様書第1116条に記載。）。
4	設計の点検における特記仕様書	H19.3.1 技管第403号	設計図書に <u>必要に応じて添付</u> 。

誤
<p>埼玉県土木工事委託業務実務要覧</p>
<p><b>埼玉県標準委託契約約款</b></p> <p><b>第12条（P. 9）</b></p> <p>3 甲の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年<u>3.6</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><b>第13条（P. 11）</b></p> <p>7 甲は、乙が前項の期間内に当該超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、当該未返還額に年<u>3.6</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><b>第14条（P. 11）</b></p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、第13条の規定による前払金があったときは、当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、受領済の前払金の額に年<u>3.6</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の利息を付して甲に返還しなければならない。</p>

正
<p>埼玉県土木工事委託業務実務要覧</p>
<p><b>埼玉県標準委託契約約款</b></p> <p><b>第12条（P. 9）</b></p> <p>3 甲の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年<u>3.3</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><b>第13条（P. 11）</b></p> <p>7 甲は、乙が前項の期間内に当該超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、当該未返還額に年<u>3.3</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><b>第14条（P. 11）</b></p> <p>2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、第13条の規定による前払金があったときは、当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、受領済の前払金の額に年<u>3.3</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の利息を付して甲に返還しなければならない。</p>

誤
<p>埼玉県土木工事委託業務実務要覧</p>
<p>埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款</p> <p><b>第33条（P. 28）</b></p> <p>6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>3.6</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><b>第40条（P. 31）</b></p> <p>3 甲の責に帰すべき事由により、第31条第2項（第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.6</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><b>第43条（P. 33～34）</b></p> <p>第41条の規定により契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、乙は、第41条第1項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第36条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年<u>3.6</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第41条第2項又は第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第41条の規定により契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金（第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第41条第1項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年<u>3.6</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、同条第2項又は第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。</p>

正
<p>埼玉県土木工事委託業務実務要覧</p>
<p>埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款</p> <p><b>第33条（P. 28）</b></p> <p>6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>3.3</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><b>第40条（P. 31）</b></p> <p>3 甲の責に帰すべき事由により、第31条第2項（第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.3</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><b>第43条（P. 33～34）</b></p> <p>第41条の規定により契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、乙は、第41条第1項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第36条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年<u>3.3</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第41条第2項又は第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第41条の規定により契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金（第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第41条第1項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年<u>3.3</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、同条第2項又は第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。</p>

誤
<p>埼玉県土木工事委託業務実務要覧</p>
<p>第2 共通仕様書編 ボーリング柱状図の電子データによる提出要領（P. 551）</p>
<p>4 データの形式</p>
<p>原則として①の方法により提出するが、やむを得ない場合は②、③、④のいずれかによることができる。</p>
<p>① 県配布のExcelの専用シートによるもの ② 柱状-BASE/Win（基礎地盤コンサルタンツ㈱）で作成したもの ③ Boring_V4（ジーアイエス㈱、応用地質㈱）で作成したもの ④ ①、②、③いずれかの形式にコンバートしたもの</p>
<p>なお、①については各土木事務所、もしくは下記で入手できる。（無償）</p>
<p>埼玉県環境科学国際センター 地質地盤・騒音グループ 電話 0480-73-8368 県土整備部建設管理課 技術管理担当 電話 048-830-5201</p>

正
<p>埼玉県土木工事委託業務実務要覧</p>
<p>第2 共通仕様書編 ボーリング柱状図の電子データによる提出要領（P. 551）</p>
<p>4 データの形式</p>
<p>原則として①の方法により提出するが、やむを得ない場合は②、③、④のいずれかによることができる。</p>
<p>① 県配布のExcelの専用シートによるもの ② 柱状-BASE/Win（基礎地盤コンサルタンツ㈱）で作成したもの ③ Boring_V4（ジーアイエス㈱、応用地質㈱）で作成したもの ④ ①、②、③いずれかの形式にコンバートしたもの</p>
<p>なお、①については各県土整備事務所、もしくは下記で入手できる。（無償）</p>
<p>埼玉県環境科学国際センター 地質地盤・騒音グループ 電話 0480-73-8368 県土整備部建設管理課 技術管理担当 電話 048-830-5201</p>



入企第 247-1 号  
平成22年3月16日

関係各部(局)長  
企業局長  
病院局長  
教育長  
警察本部長

} 様



総務部長  
(公印省略)

### 埼玉県建設工事標準請負契約約款等の一部改正について (通知)

入札契約制度の改善に当たりましては、日ごろ格別の御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、下記契約約款の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、貴部局内の関係各課(所)については、貴職から周知をお願いいたします。

### 記

#### 1 改正約款

- (1) 埼玉県建設工事標準請負契約約款
- (2) 埼玉県標準委託契約約款
- (3) 埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款
- (4) 埼玉県建築設計業務標準委託契約約款

#### 2 改正内容

「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)の率の改正に伴う、遅延利息等の率の改正

- (1) 埼玉県建設工事標準請負契約約款
  - ・第34条第6項、第45条第3項及び第49条第3項の遅延利息「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める
- (2) 埼玉県標準委託契約約款
  - ・第12条第3項、第13条第7項及び第14条第2項の遅延利息「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める

(3) 埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款

- ・第33条第6項、第40条第3項、第43条第1項及び第2項の遅延利息「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める

(4) 埼玉県建築設計業務標準委託契約約款

- ・第33条第6項、第40条第3項、第43条第1項及び第2項の遅延利息「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める

3 施行期日

平成22年4月1日から施行

担 当 : 入札企画課 企画担当 平野

電 話 : 048-830-2734

E-mail : a2720-02@pref.saitama.lg.jp